

平成26年第3回紀の川市議会定例会 第5日

平成26年9月25日（木曜日） 開 議 午前 9時29分

閉 会 午前11時50分

◎議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第101号 平成25年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第103号 平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第104号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第105号 平成25年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第106号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第107号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第111号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第123号 平成25年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第124号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第125号 紀の川市保育の必要性の認定に関する条例の制定について
- 議案第126号 紀の川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第127号 紀の川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第128号 紀の川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第129号 紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の制定について
- 議案第130号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第4

- 議案第131号 紀の川市斎場条例の一部改正について
- 議案第134号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第135号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第136号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第140号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第152号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第102号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第108号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第109号 平成25年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第110号 平成25年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第112号 平成25年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第113号 平成25年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第114号 平成25年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第115号 平成25年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第116号 平成25年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第117号 平成25年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第118号 平成25年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第119号 平成25年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第120号 平成25年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第121号 平成25年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第122号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第133号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第137号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第138号 平成26年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第139号 平成26年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第141号 平成26年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第142号 平成26年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第143号 平成26年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第144号 平成26年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第145号 平成26年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第146号 平成26年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第147号 平成26年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第148号 平成26年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第149号 平成26年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第150号 平成26年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第151号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第132号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

- 日程第6 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 追加日程第1 議員提出議案第2号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書
 委員会提出議案第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第5号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	12番 村垣正造	13番 竹村広明
14番 杉原勲	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 森田幾久	22番 高田英亮

○欠席議員（1名）

11番 亀岡雅文

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	上山和彦
総務部長	竹中俊和	市民部長	中邨勝
地域振興部長	宇田美千子	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	岩坪純司	建設部長	福岡資郎
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	吉田靖
水道部長	田村佳央	農業委員会事務局長	米田昌生
教育長	松下裕	教育部長	山本弘茂
総務部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長 城山義弘 議事調査課長 中野朋哉

議事調査課課長補佐 田 中 啓 吾 議事調査課係長 藤 田 郁 也

（開議 午前 9時29分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告なども含めまして、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回紀の川市議会定例会5日目の会議を開きます。

なお、11番 亀岡雅文君より、病氣療養のため本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。

また、本日、途中で議場内での手話通訳を予定しております。発言については、明確に発言されますようお願い申し上げます。

本日の委員会審査結果報告ですが、まず日程第1で、平成25年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会に審査を付託していた議案第101号について、委員長より審査結果の報告を受け、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。

次に、日程第2から日程第4では、各常任委員会に付託していた案件のうち議案第132号以外の案件について、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。

日程第5では、分割付託していた議案第132号について、再度各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、各委員長報告に対する一括質疑の後、議案について討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第101号 平成25年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高田英亮君） 日程第1、議案第101号 平成25年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題としました議案については、9月5日の本会議で、平成25年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会を設置し、審査を付託していたものであります。

それでは、平成25年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

12番 村垣正造君。

○12番（村垣正造君）（登壇） 平成25年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について、報告します。

当委員会に付託されました議案第101号 平成25年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について。

去る9月9日から11日までの三日間、市役所6階委員会室1において委員会を開催し、当局から付託案件について説明を聴取した後、審査を行いました。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、歳出に対する質疑では、2款、1項、3目、総務費の一般管理費では、時間外勤務手当について、この決算額に対する見解をただしたのに対し、全職員に超過勤務縮減方針を示し、特に7月から9月に強化月間として縮減に努めたもので、年間を通じて縮減計画の徹底を図って効果を上げたものであるとの答弁でした。

また、病気休暇の職員や有給休暇の取得状況などから、職員の健康管理に対する安全衛生総括管理者としての副市長の考えをただしたのに対し、仕事面での病気は十分配慮し、病気がないように取り組んでいる。職員に健康診断を全員が受けるようにし、元気で働けるよう配慮していきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、2目、人事管理費では、地域防災力向上研修への参加者が少ないので、防災力向上のため参加者をふやす考えはないのかとただしたのに対し、この研修は職員がみずから応募しているが、今年度以降、研修参加への呼びかけを行っていきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、6目、財産管理費では、公用車を約200台管理しているが、職員の交通事故をもっと減らすことはできないのかとただしたのに対し、公用車を5台以上管理している課の責任者が安全運転管理者講習を受けている。今後、安全運転管理者、副安全運転管理者とともに事故のないよう安全運転の励行と指導を徹底するようにしたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、8目、企業立地推進費では、北勢田第2工業団地の企業誘致の進捗状況をただしたのに対し、1号地は、中部抵抗器が既に操業している。その区画の一つは、工場の大きさ等もほぼ決まり、現在設計業者を選定しているので、年内に進出協定ができればと県と調整している。もう一件は、資金的なやりくり等を県と一緒に調整しているとの答弁でした。

次に、2款、1項、7目、企画費では、人口増加対策としての若者定住促進交付金が、平成24年度に比べ増加しているが、そのPR方法をとただしたのに対し、近辺の不動産業者に紀の川市が行っている事業が浸透したことと、消費税の増税に伴う駆け込み需要が多かったのが原因と考えているとの答弁でした。

次に、2款、1項、10目、支所及び出張所費では、新庁舎での業務開始に伴う経費削減効果をただしたのに対し、各支所では、光熱水費、電話料金等が削減されたとの答弁でした。

また、新庁舎が完成しても、支所が以前と同じような業務を行っている。窓口での申請件数がふえているようだが、人員削減方針の中で支所機能が低下しないよう業務に対応できるかとただしたのに対し、職員数は年々減少しているが、市民の身近な出先機関として、現在の窓口での住民サービスを低下させることのないよう努めていきたいとの答弁でした。

次に、3款、1項、5目、老人福祉費では、敬老会は健康な人で、会場まで来られる人を対象にしているが、お年寄り一人一人に補助金が交付されているのに、来る人だけを対象というのは不公平感を感じるが、どう取り決めているのかとただしたのに対し、敬老会はそれぞれの地域で実行委員会を立ち上げて検討している。参加できない方についての対策は、次回の実行委員会で提案し、審議していただくよう申し出たいとの答弁でした。

次に、3款、2項、6目、児童福祉施設費では、借地している保育所用地の中に地目が「田」や「畑」になっているところがあるが、農業委員会の許可を得ているのかとただしたのに対し、平成21年12月15日の農地法の改正までは市町村等が行う事業については転用の必要がなかったため、地目はもとの「田」なり「畑」のままになっているとの答弁でした。

次に、4款、1項、3目、保健事業費では、特定健診の男女別または年齢別の受診状況をただしたのに対し、平成25年度の特定健診の受診率は、男性は対象者6,906人に対し、受診者数が1,967人、女性は対象者7,794人に対し、2,700人で、年齢は60代の受診数が多くなっている。受診率は目標60%を目指しており、受診率を上げるため、未受診者に対して再度通知をしているとの答弁でした。

同じく、保健事業費では、健康教育について各種教室を開催しているが、参加人数の多い教室と少ない教室があるが、開催している曜日と時間帯、そして参加の多い世代をただしたのに対し、健康教室は、主に平日の午後開催している。もっと若い世代にも参加してほしいが、60代から75歳ぐらいまでの方が多く参加しているとの答弁でした。

さらに、健康教育は、40代ぐらいからスタートすればより効果的と思うので、若い世代が参加できる休日、夜間に開催できないのかとただしたのに対し、開催日等は今後検討し、参加いただけるよう計画していきたいとの答弁でした。

次に、4款、1項、3目、食生活改善推進協議会は、現在支部ごとに活動しているが、それぞれ活動内容が違うように感じる。よりよい活動を行うためにも、紀の川市食生活改善推進委員会を一本化する予定はないのか。また、講習を受けていない若い人は入れないため高齢化しているので、もっと若い人が入れるようにできないのかとただしたのに対し、食生活改善推進協議会の運営が厳しい状況になっていることは把握している。若返りへの組織の組みかえとか、高齢であってもいつまでも生き生きと活動できるよう取り組みなどを今後役員、事務局を交えて話し合いたいとの答弁でした。

次に、4款、2項、3目、し尿処理費では、那賀支所のし尿収集車に計量器を設置しているのか。また、ほかの地域の民間業者はどうかとただしたのに対し、那賀支所のし尿収集車4台全て計量器を設置している。民間業者は5社あり、合計26台ある収集車のうち、貴志川地区での1台のみ設置しているとの答弁でした。

次に、10款、教育費では、学校の校務員の業務内容が見直され、平成25年度から校務員は夏休み中勤務しないようになり、その業務は学校の教職員が行うようになったが、教職員の勤務に影響は出ていないのかとただしたのに対し、校務員の業務は授業中は給食

の準備、来客の対応、掃除などが中心になる。教職員は教材研究やクラブ指導等しているが、夏休み中は来客も少なく児童・生徒も来ていないので、対応が可能と考えているとの答弁でした。

次に、10款、小・中学校費の学校建設費では、校舎等の非構造部材の耐震化が必要と考えるが、その対策と改修状況をとただしたのに対し、非構造部材の耐震化対策は、国より公立学校施設の天井等落下防止対策を平成27年度までに完了を目指す旨の通達を受け、本年度で小学校屋内運動場の非構造部材改修工事設計を行い、平成27年度で工事を施工する予定です。

その後については、目標年次は示されていないが、速やかに落下防止対策等を講じるよう文科省の通達があるので、各小・中学校の施設の調査を行い、国、県の動向も見ながら有利な補助金等を活用して、児童・生徒の安全確保に努めていくとの答弁でした。

次に、10款、2項、小学校費では、中学校は全校にエアコンを設置しているが、小学校は設置している学校としていない学校があり、不公平ではないか。今の時代、健康面、教育環境の面からエアコンは必要と思うが、今後の整備をどう考えているのかとただしたのに対し、温暖化が進む現在、エアコンの設置は喫緊の課題であると認識しているが、全小学校にエアコンを設置するには設備費等に多額の費用が必要となり、たちまち導入が困難であると考えている。しかし、児童の体調管理に支障のあるような環境の悪い教室については、今後随時エアコンを設置するとともに、普通教室についても計画的にエアコンを導入したいとの答弁でした。

次に、10款、5項、8目、生涯学習施設費では、生涯学習センターでの来庁者への対応について、職員がいるにもかかわらず対応が遅いことがあると聞くと、早く対応ができないのかとただしたのに対し、日ごろから職員に対し、市民への対応は迅速に行うよう指導しているが、土曜、日曜、平日に関係なく、即座にスムーズな対応できるように再度指導していきたいとの答弁でした。

次に、10款、5項、1目、社会教育総務費では、文化祭は旧町ごと5カ所で開催されているが、合併後、ほかの行事が一本化されている中、経費や出展などの規模を考えたとき一本化できないのか。また、開催時期や場所を検討し、生涯学習フェスティバルへの一本化を市主導でできないのかとただしたのに対し、文化祭の一本化、また生涯学習フェスティバルへの一本化は、市、文化協会と協議しているが、各支部の特徴やそれぞれの文化の流れ、歴史がある中、非常に難しい状況ですが、一本化することは教育委員会としても強く決意を持ってやっていきます。ただ、会場を一定のところにするか、各地域に持ち回っていくか、それらを含めて市民全体が参加できるあり方を十分に検討し、取り組んでいきたいとの答弁でした。

次に、歳入では、合併特例債の借り入れが終わる平成32年以降の財政の見通しをとただしたのに対し、現在、将来の財政見通しを含めた財政計画を策定中である。これから先の財政見通しは、普通交付税、特例債も32年で終わり、普通交付税は28年度から32

年度にかけて算定がえにより一本算定となります。一本算定の額に5年間かけて低減が行われる。平成26年度は、国が合併市町村の支所に係る費用に対する算定を考慮し、新たに算入するという事になったため、26年度の普通交付税額は少し増額されています。

今後も合併市町村の一本算定額は少しずつ見直される方向になってきているので、以前より説明していた低減額は28億円から徐々にではありますが緩和される見込みです。

いずれにしても、多額の削減が行われることに違いはない。なお、厳しい財政状況にあることには変わりなく、普通交付税の減額の対応として、枠配分予算による財源捻出やさらなる歳入の確保、行財政改革の推進による効果額の捻出、それから既存の事業、既存施設の見直しを実施することで、普通交付税の減額に対応していきたいとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

慎重審議の結果、議案第101号 平成25年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しております。

以上で、報告を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第101号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第101号 平成25年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成25年度に行われた事業の中には、少子化対策、人口増加策として子どもの医療費の無料化の継続や最終年度となりましたが、若者定住促進事業、地域経済の振興策として商工会の商品券補助事業など評価したい事業もあります。

一方で、枠配分、個別査定併用型による予算編成により、各種団体に対する補助金の削減、福祉タクシー利用、燃料費助成金や聴覚障害者ファクス使用助成金の削減などが実行されました。長期休業期間中には、小・中学校校務員休んでもらうことで、賃金削減を図り、安楽川保育所の民営化も進めました。予算節減のために、旧町時代から受け継いだ市独自の行政サービスが失われていった1年であったと25年度も言えます。

委員会の審査の中では、平成28年度からの交付税の一本算定化に伴う減額幅について、これまで説明されてきた年間28億円から24億円になるという現時点での試算が説明さ

れました。地方債の償還分のうち、25年度では58%が交付税算入されているということで、今後その割合はまだ伸びていくという見通しも述べられました。

個人市民税の調定額は、昨年度と比べて減額となるなど、市民所得が減ってきている中で、今まで以上に市民の生活を支える施策を講じていく必要があると考えます。

財政状況としては、なお厳しい財政状況にあることには変わりはないとの説明もされていますが、国民健康保険など市が保険者である社会保険料に対して、一般会計からの市独自の繰り入れを行い、市民負担の軽減に向かうべきです。

市民との協働という点では、合意を得ないままに突き進んだ粉河中学校の移転改築事業への支出、自校給食の廃止となる新センターの建設を進め、図書館の統廃合計画を準備したことなど、「ともに参加し行動するまち～みんなで力を合わせよう～」という政策目標からは外れた市政運営だったと言わざるを得ません。

旧町時代からの独自の施策を後退させ、合併により広域化した中で、とりわけ力をそそぐべき市民との協働を進めないままに行政運営をした25年度であったということを指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

14番 杉原 勲君。

○14番（杉原 勲君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第101号平成25年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

まず、歳入についてですが、長引く景気の低迷からようやく景気の回復の兆しが見えてきたところでありますが、市税は昨年度に比べ1%、額にして約7,000万円の減収となっております。

しかし、市税の収納率は滞納繰り越し分が0.4%上がり、93.7%、現年度分が0.1%上がり、98.6%と、過去最高の収納率を達成しております。これは地方税回収機構へ職員派遣により、徴収知識を会得した職員による徴収体制が確立され、税収確保に努められた成果と考えます。

市税は、自主財源の根幹をなすものであり、今後も税収の確保に努め、また他の部署においても財源確保に努めていただきたいと思います。

次に、歳出ですが、総務費で、新庁舎の建設費が大幅に減少したことに伴い、歳出総額は前年度から減少しています。

普通建設事業では、那賀中学校の格技場の新設、河南学校給食センターの建設や市民体育館を含めた都市公園の整備、道路の整備などが実施されています。

保健福祉では、包括支援センターの設置、各種の予防接種事業やがん検診啓発事業などが実施され、また高齢化による介護特別会計への繰り出し、生活保護や障害者に対する福祉サービス費等の増加や環境衛生では、紀の海や五色台広域施設組合等の一部事務組合施設建設に伴う負担金の増加など、保健福祉や環境衛生面の向上に努めております。

また、若者定住促進事業、婚活支援事業や子育て支援対策事業など各部署において人口増加対策に取り組まれております。

また、職員数の減少や給与費のカットにより人件費が4.4%削減するなど、歳出削減に努めております。財政が厳しい中、いずれも市民生活の向上に必要な事業を実施していることは十分評価できるものであります。

国全体の人口が減少している中、減少に歯どめをかけるのはなかなか難しい状況にありますが、将来目標人口7万人を目指し、人口増加対策事業、産業振興事業、基盤整備事業等、平成25年度の各施策の成果を十分分析し、今後の事業を展開されることを切望して、議案第101号に対する賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第101号 平成25年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第101号は、原案のとおり認定されました。

日程第2 議案第103号 平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第2、議案第103号 平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題としました議案については、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

委員会は、去る9月17日、本庁舎6階委員会室1において全委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

当委員会に付託されました議案は、1件であります。

当委員会に付託されました議案第103号については、質疑もなく、全会一致で原案の

とおりの可決すべきものと決定いたしております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第103号 平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は、原案のとおり認定されました。

日程第3 議案第104号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について から
議案第152号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第3、議案第104号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第152号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの19議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました19議案については、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長の審査結果の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） おはようございます。

厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

委員会は、去る9月18日、本庁舎6階委員会室1において全委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

当委員会に付託されました議案は、本日の議事日程第3の19議案であります。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました議案のうち、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第126号、議案第127号、議案第130号の計7議案については賛成多数、その他の12議案については全会一致で原案のとおり認定・可決すべきものと決定しております。

委員会における委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第104号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、不納欠損についてただしたのに対し、件数は2,871件で、人数としては330名分であるとの答弁でした。

次に、議案第106号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入において、滞納繰り越し分の収納率がよい要因についてただしたのに対し、定期的に担当職員が滞納者宅を訪問し、納付を促しているためとの答弁でした。

次に、議案第107号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、介護認定までの期間についてただしたのに対し、認定審査会は週に4回開催し、1回の審査会で30名を審査している。申請から認定結果が出るまで約1カ月であるとの答弁でした。

また、市としてまとまった介護予防への取り組みについてただしたのに対し、関係課で構成する健康づくり推進庁内会議を立ち上げ、その中でさまざまな事業を検討しているとの答弁でした。

次に、議案第125号 紀の川市保育の必要性の認定に関する条例の制定については、第2条各号について、現行条例との違いをただしたのに対し、6号から11号については、現行条例では他の号に類するものとして市長が認める場合とうたっていたものを明記した。12号については、ほかの号に該当しない保育が必要な事由が発生した場合、市長に相談するため規定するとの答弁でした。

次に、議案第126号 紀の川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、今後、病院内保育所や事業内保育所が認可を求めてくるかどうかとただしたのに対し、市が認可すると、希望があれば従業員の子ども以外の子どもを預からないといけないので、認可希望は少ないと考えるとの答弁でした。

次に、議案第130号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、くみ取り料を180リットル当たり1,800円と2,000円に設定した場合、それぞれの収支見込みについてただしたのに対し、1,800円の場合はマイナス250万円、2,000円の場合はプラス180万円の見込みであるとの答弁でした。

また、浄化槽の清掃基本料等の改定についてただしたのに対し、今後研究し、方向性を出していくとの答弁でありました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております19議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第104号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第104号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する反対討論を行います。

国民皆保険制度の最後の砦として運営されてきた国民健康保険ですが、財政上の構造的な問題を抱えたまま、その問題がより深刻になる中で25年度の国保事業が運営されてきました。

委員会の審査の中でも、国保加入者の所得の減少が引き続きあることが述べられ、法定軽減の対象も半数を超える状況となっています。不納欠損についても、委員会で自己破産や資力の回復が認められないなど、法律に従って25年度は3,722万円を処理をしたとの説明を受けましたが、平成17年度からの9年間で国保税の不納欠損額の累計は、3億6,743万円になっています。所得の10%を超えるような高い保険料を課していることから、課税をしても徴収できない状況があります。

結果としては、当然の結果と言えらると思います。国保がどの被用者保険にも入れない人を対象とし、自営業者だけでなく、非正規雇用の人、失業者や年金生活者などの人が加入する保険であることから、保険料だけでは到底給付費が賄えないという構造問題を紀の川市でも同様に指摘することができます。

その解決には、国庫負担を大幅に引き上げることと合わせて、市独自に一般会計からの繰り入れを行い、ほかの被用者保険と比べて倍近い負担となっている保険税の引き下げに向かわなければなりません。

保険税に滞納のある加入者に対し、保険証を郵送しない窓口交付を25年度も実施をしました。長期にわたる窓口とめ置きはしないようとの厚生労働省も通知しており、医療の受給権を制限するようなやり方は改めるべきです。

市独自に資格証明証を新たに発行しないこと、また税の減免制度を運用している点は評価したいと思いますが、税負担の大きさと受診抑制につながる保険証の窓口とめ置きは問題だと思えます。

よって、本決算の認定について、反対するのです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（登壇） ただいま議題となっております議案第104号 平成2

5年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、私は賛成の討論を行います。

長引く景気低迷の中、高齢化の進展に加え、医療技術の進歩等々、国民健康保険運営を取り巻く環境は厳しい状況です。国民の脆弱な構造を補うものとして、一般会計からの繰り入れ、また国民健康保険税の収納率は、現年度分で94.53%と、前年よりわずかですが0.01ポイント上昇しており、収入の確保に努めている。

さらに、滞納世帯に対しては、短期被保険者証の発行等による納税相談業務の充実を図っており、これも評価するところでございます。

また、特定健康診査への取り組みや脳ドック受診者への助成、レセプト点検の実施など積極的に取り組んでいる経営努力もうかがえます。

今後、さらに紀の川市の国民健康保険事業の財政安定化を図るために、国保事業運営基金の活用も図りながら、一般会計からの繰り入れ措置、医療費の適正化、国保税の収納率向上、保健事業の充実により一層経営努力を重ねることを強く要望し、賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第106号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第106号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、個人差はありますが、年を重ねるにつれ病気やけががふえ、医療費のかかる75歳以上で線引きし、別会計にして医療給付費の抑制を狙いとした制度です。

滞納し、短期保険証の方が23名いらっしゃると説明がありました。低所得であるために保険料が払えない人に配慮した市独自の減免を行わず、ペナルティ的な短期証の発行を行うべきではありません。受益者負担の仕組みに基づく医療費抑制路線を見直し、国庫負担をふやす方向で国民皆保険制度を守るべきという立場から、本会計決算に反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（登壇） おはようございます。

私は、ただいま議題となっております議案第106号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

後期高齢者医療制度が施行されて6年目を迎え、平成25年8月に出示された社会保障制度改革国民会議の報告書においても、後期高齢者医療制度の存続の方向性が示されたところですので。

紀の川市においても、法令に基づき、忠実に事務の遂行が行われ、平成25年度決算内

容については、適切に運用されているものと判断します。

今後も国の動向を十分に注視し、後期高齢者医療制度に対するスムーズな事務運営に万全を期するよう申し添え、賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第107号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第107号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

反対理由は、保険料負担の軽減策をもっと講じるべきだということです。

高齢化と家族介護の限界であることから、社会保険制度として始まった介護保険です。紀の川市では、保険料を11段階で設定されている点は評価しますが、それでも保険料の負担は被保険者にとって重たいものであり、滞納者の241名います。保険料負担とともに利用料軽減など、積極的な市独自の施策が必要と考え、本決算に反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

4番 中尾太久也君。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） おはようございます。

私は、ただいま議題となっております議案第107号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成25年度決算は、第5期介護保険計画の中年度で、紀の川市は近隣他市よりも低い基準額を設定し、所得段階層も11段階を設定して、低所得者層を考慮した保険料を定めております。

これは、住みなれた地域で日常生活を営むことができるよう、在宅サービスの充実を盛り込んだものであり、居宅介護サービス受給者数で前年比9%の伸びを示しており、成果がうかがえるものであります。

このことは、第5期介護保険計画の基本理念である「地域で支えあい、健やかで自分らしさを感じられるまちづくり」へのあらわれであり、本会計はこれに対応した適正な会計運営であると思えます。

今後は、介護や生活支援といったサービスを必要とする高齢者の増額も十分予想されます。

介護サービスを利用している高齢者の多くが低所得者であるとの実情を踏まえ、在宅介護サービスの発展を図るとともに、介護者の負担軽減の配慮等を継続して行う一層の努力を望むものであります。

以上、本会計決算の認定については、介護保険の円滑な運営と高齢者福祉の増進について執行者の努力が行れたものと評価し、賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第126号、議案第127号についての反対討論を一

括して行います。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第126号 紀の川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてと、議案第127号 紀の川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論を行います。

子ども・子育て支援新制度は、保育の市場化を目指して介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴は、これまで市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約による現金給付の仕組みへの変更です。新制度では、市町村は保育の契約に介入することができないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化の道を開くこととなります。

一方で、児童福祉法には、市町村の保育実施責任は引き続きうたわれており、新制度が実施されていく中であっても、紀の川市の保育に対する責任が問われてくると考えます。

ここで、まず、議案第126号ですが、家庭的保育事業等の認可基準を定めるものとなっています。経済的な理由により、ゼロ・1・2歳児の子どもを預け、働かざるを得ない方がふえています。保護者の方が安心して子どもを預けられるように、地域型保育事業では保育従事者を全員保育士にすることや利用調整を行わず、子どもの生活・発達保障の格差をなくすべきであると考えます。

次に、議案第127号ですが、この条例案は、新制度の中で各施設の運営基準を定める条例で、新制度の給付対象になるかを見きわめるための確認基準となります。紀の川市の場合、今後新たな事業所が手を挙げてくることも考えられる中で、条例で明文化してあれば国基準が変わってもサービス水準を市独自に維持することも、また引き上げることも可能です。確認基準については、定員を超過しての入所をどう規制するか国では曖昧ですし、保育料以外の経費に対する上乗せ徴収については、事業所の経理の公表など、保育の質を担保するためにも重要な基準をこの条例では定めることとなります。

議案第126号、議案第127号、どちらもその基準を条例に定めるとおりとするとし、条文で独自の明文化はされていません。国基準に加えて、紀の川市独自の基準を定めていく必要があると考えます。

よって、本条例の制定に反対いたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

13番 竹村広明君。

○13番（竹村広明君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第126号 紀の川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第127号 紀の川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての2議案について、賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第126号については、平成27年4月1日の児童福祉法の改正に伴い、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないと規定されているため、今回条例制定の議案が提出されたものであり、議案の第2表における基準は、平成26年厚生労働省令で定められている職員の配置基準並びに施設や定員等の基準は実施事業者を認可するにあたって妥当なものと考え、賛成するものであります。

次に、議案第127号については、平成27年4月1日の子ども・子育て支援法の施行に伴う同法の規定により、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定めなければならないとされているため、今回条例の議案が提出されたものであり、議案の第2条における基準は、平成26年内閣府令で定められている利用定員等の基準は施設型給付費を支給する施設並びに地域型保育給付費の支給に関する事業を行うものとして、確認するにあたって妥当なものと考え、賛成するものであります。

いずれの議案も、保育事業を推進していく上で必要な措置であり、妥当なものであると考え、本案の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第130号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第130号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正は、旧那賀町で直営で行われているし尿と浄化槽汚泥のくみ取り手数料を来年、平成27年4月から引き上げる内容となっています。

那賀地域のくみ取りは、旧町時代から直営により低料金で実施されてきました。一方、ほかの4町は、許可制で民間事業者により行われおり、その地域による負担感の違いがあることから、公平さを確保するために直営の料金を引き上げるということでもあります。負担を公平にするということは必要ですが、許可制の地域の負担に対する助成を行って、どの地域も低料金でくみ取りができるようにする等の形で対応すべき課題であると考えます。

今回、180リットル当たり1,540円を1,800円に引き上げる内容になっていますが、さらに今後2,000円への引き上げも予定している説明されました。5町合併をして間もなく10年を迎えますが、手数料の引き上げは旧町時代のよさを失うものと言えます。許可業者からの料金改定の要望も上がってきているということですから、那賀地域の手数料引き上げが許可制地域の料金値上げを後押ししかねないものであり、那賀地域だけでなく、ほかの4町地域の負担増にもつながる心配があります。

よって、本条例改正案に反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

12番 村垣正造君。

○12番（村垣正造君）（登壇） 私は、ただいま議題になっております議案第130号

紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

し尿収集について、那賀地区では市直営で行い、ほかの4地区では民間業者がし尿収集業務を行っております。収集手数料については、民間業者の手数料より市直営のほうが安価で税金を投入しているのが現状であります。

地域間で市民の負担する手数料に大きな差があり、市民が負担する手数料については平等性を保つため、市直営し尿収集手数料を改正し、地域間格差を解消することは必要な措置であると考えます。また、今後、さらに紀の川市全域の収集手数料を早急に統一するよう強く要望し、議案第130号に対する賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

まず、議案第104号の採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第104号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第104号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第105号 平成25年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第106号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第106号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第107号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第107号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第111号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第123号 平成25年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員会審査報告は可決及び認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は、原案のとおり可決及び認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第124号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員会審査報告は可決及び認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は、原案のとおり可決及び認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第125号 紀の川市保育の必要性の認定に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおりすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第126号 紀の川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第127号 紀の川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第127号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第128号 紀の川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第129号 紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第129号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第130号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第130号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第131号 紀の川市斎場条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第131号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第134号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第134号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第135号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第136号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第136号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第140号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第140号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第152号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第152号は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時50分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、議事を続けます。

日程4 議案第102号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について から

議案第151号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号） まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程4、議案第102号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第151号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）までの30議案を一括議題といたします。

ただいまの議題といたしました30議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました30議案について、去る9月19日、本庁舎6階委員会室1において全員の出席を得て委員会を開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の結果、全会一致をもって原案のとおり認定・可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第108号から議案第110号までの3議案については、長山地区処理場区域内

のマンホール修理の進捗状況をただしたのに対し、長山地区からの要望により、平成25年度、平成26年度の2カ年に分けて、計18カ所を修繕する計画であるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております30議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第102号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第108号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第109号 平成25年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第110号 平成25年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第112号 平成25年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第122号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第112号から議案第122号までの11議案については、委員会審査報告は認定とするものです。

本11議案については、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第112号から議案第122号までの11議案については、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第133号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第133号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第137号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第137号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第138号 平成26年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第138号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第139号 平成26年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号 平成26年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第151号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第141号から議案第151号までの11議案については、委員会審査報告は可決とするものです。

本11議案については、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第141号から議案第151号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第132号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第5、議案第132号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

それでは、各常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれの審査結果の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果に

ついて、御報告をいたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりであります。

当委員会に付託されました議案第132号のうち、当委員会の所管部分について、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

10款、2項、1目、18節、備品購入費について、備品購入の内容及び使用方法是とただしたのに対し、教職員が使用するタブレット端末の購入費であり、教室のテレビ等に接続し、インターネット等から取り込んだデータ等を使用した授業を今後実施していくとの答弁でした。

次に、歳入について、固定資産税の減額補正の内容はとただしたのに対し、減額理由は、半島振興法による不均一課税と企業立地促進法による課税免除によるもので、平成26年度に新たに1社が適用になったことによる減額であるとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第132号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費の予防接種委託料2,486万6,000円増額について、対象者数と接種見込みをただしたのに対し、水痘（水ぼうそう）の対象者は2,082人で、接種率約50%、肺炎球菌の対象者は4,237人で、接種率約57%を見込んでいるとの答弁でありました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第132号 紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会の所管部分について、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査の日時、場所については、先ほど報告したとおりであります。

当委員会に付託されました議案第132号のうち、当委員会の所管部分について、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における主な質疑は、次のとおりです。

7款、1項、4目、観光施設費、観光施設管理運営事業について、京奈和自動車道インターチェンジに観光施設を案内するための看板を設置するのは、観光客にとって非常に親切であると思うが、奈良方面からの観光客はふえているのか。また、ふえているとすれば、どのような方法で調査しているのかとただしたのに対し、「青洲の里」の事務局や「めっけもん広場」方々のお話を聞いたところ、奈良方面の車のナンバーが多く目にするようになったとの答弁に、市の基幹産業は農業と観光と掲げているのだから、これからの政策に生かしていくためにも、観光客の動向をもう少し詳しく掌握してもよいのではと再度ただしたのに対し、調査内容、方法等も含め、今後検討していきたいとの答弁でありました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいまの委員長報告に対し、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第132号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）については、各委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、各委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第132号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第6、請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本請願は、平成26年第2回定例会において、総務文教常任委員会に審査を付託し、継続審査となっていたものであります。

総務文教常任委員会委員長より、請願審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託され、平成26年第2回定例会において、継続審査となっておりました請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願について、8月5日、本庁舎6階委員会室2において、7名の委員の出席を得て開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました請願第1号については、賛成多数で採択すべきものと決定してございます。

委員会における各委員の意見の主なものは、次のとおりであります。

お手元に配付の請願審査報告書をごらんください。

審議の中で、青少年の健全な成長を支えていくには、法整備するだけでは不自由分であるとの意見もあったものの、昨今の社会情勢を見ると、インターネットや携帯電話等の情報通信が急速に発展し、新しい有害環境の出現が指摘されている中で、社会の有害環境から青少年を守るためには一定の法整備が必要であるとの意見が大半でありました。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高田英亮君） 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

これより、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております請願第1号について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

請願第1号については、委員長の報告は採択となっておりますので、まず、採択に反対の討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願に対して、採択に反対の立場から討論を行います。

請願では、青少年による凶悪事件、青少年の荒廃が深刻化しており、その要因として家庭の崩壊や学校の教育のあり方を問題に上げられています。そして、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立って、家庭の価値を基本理念に据えた基本法を制定するよう求められています。

まず、請願者が青少年の健全育成を求めるといふ思いといふのは、否定するつもりはありません。私も一人一人の子どもたちが大事にされ、無事に大人へと育ていける世の中を求めものです。

しかし、現在の子どもたちの置かれた状況は、決して大事にされているとは言えません。例えば、失業率で見れば、若年層の失業率がどの世代よりも高い状態が続いています。総務省統計局の労働力調査では、ことし7月時点で見れば、平均失業率が3.8%に対し、15歳から24歳までで6.5%、25歳から34歳までで4.8%となっています。仕事があっても非正規雇用であるなど、若年層の二人に一人が失業か非正規雇用という状況です。

また、子どもの分野で言えば、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす子どもの割合を示す子どもの貧困率が、平成24年時点で16.3%と過去最悪を更新したことが、厚生労働省の平成25年の国民生活基礎調査で明らかになりました。特に、ひとり親家庭での貧困率の高さが指摘されています。

紀の川市の子どもたちはどうか見てみますと、小・中学校で就学援助を受けている児童・生徒数の割合は、平成18年度が小学校で8.6%から、平成25年度で10.7%へと、中学校では、平成18年度が9.8%から、平成25年度では13.5%へと就学援助率は上昇しています。格差と貧困の広がりの中で、親世代の貧困が子ども世代に引き継がれる貧困の連鎖が問題になっています。親の経済力の違いによる子どもの進学状況にも明らかな差が出ています。

子どもの健やかな成長に必要なのは、親世代の雇用や労働の条件を大きく改善させることです。親の経済力に左右されずに勉強できる条件を整えることです。学校を出たら、まともな仕事につける条件を整えることです。これらの政策を実行することだと、私は思います。ですので、請願者が求めるように、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという立場から、家庭の価値を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法の制定」によって、果たして今の日本の子どもたちの置かれた状況が改善し、子どもたちに健やかな成長が保障されるかという疑問を感じざるを得ません。

「青少年健全育成基本法」をたどって見ますと、まず平成16年に参議院に、「青少年健全育成基本法」が議員提出され、審議未了となりました。その後、自民党の選挙公約、最近では、昨年の参議院選挙の公約にも盛り込まれています。ことしの6月にも参議院に、「子ども・若者育成支援推進法」の法律名を「青少年健全育成基本法」に改正する議案が議員提出されましたが、こちらも審議未了となっています。

平成16年に出され法案、また6月に参議院に出され法案を見てみますと、一言で言えば、子どもを権利の主体として捉えるのではなく、国家と社会の発展のために必要なものと捉えていると読むことができます。「青少年の健全育成」という言葉を使いながら、実際は子どものためにという法律ではなく、国や社会のため、社会秩序維持のために子どもを導こう、そのためのメディア規制を含めた規制も進めようという内容であると言えます。

具体的に見てみますと、ことし6月に議員提出された「子ども・若者育成支援推進法」を「青少年健全育成基本法」に変える法案では、日本国憲法及び子どもの権利に関する条約の理念にのっとるという立場を削除し、子ども・若者について個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的扱いがないようにするという理念も削除する内容となっています。

子どもの権利との関係では、日本弁護士連合会は、この「青少年健全育成基本法」が出された平成16年に大幅な修正を求める意見書を出しています。そこでは、子どもの成長発達権及び子どもの最善の利益原則を基本理念に据え、子どもの意見表明、参加の権利、差別禁止などの条項を盛り込むことを含め、真に青少年の成長支援に関する包括的基本法にふさわしい内容となるよう修正すべきであると指摘しています。

さらに、法律案では、国や地方公共団体の役割と責任にも触れながら、家庭や学校など子どもにかかわる全ての構成員に役割と責任を担うよう求めています。しかし、この法律がなくても、親は一生懸命子どもを育てようと必死で頑張っています。むしろ、この法律よりも、先ほど貧困率の広がりについて述べましたが、家庭の役割や責任を果たすに果たせない家庭に対して丁寧な支援を図る対策こそ必要であると考えるところです。

青少年の健全な育成のためには、基本法の制定で家庭に責務を課すのではなく、親世代の雇用環境の改善、子どもの貧困の解消、若年層の不安定雇用の解消などの施策を憲法と子どもの権利条約の立場から充実させることこそ、これが必要であると考えます。

よって、本請願を採択することに反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、採択に賛成の討論の発言を許可いたします。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（登壇） 私は、ただいま議題となっています請願第1号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願について、賛成の立場で討論を行います。

あすの社会を担う青少年を健全に育成することは、社会の将来の発展にとって不可欠なことであり、国、地方公共団体においてさまざまな取り組みが進められてきました。

しかし、今日の青少年の現状を見ると、連日のように新聞等で事件報道が後を絶ちません。これらの問題に対して、各都道府県の青少年健全育成条例での対処には限界が指摘されており、青少年の健全育成に対する基本理念や方針を明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方自治体、地域社会、そして保護者等の責務を明らかにし、一貫性のある包括的な法の整備が求められています。

いま一度、社会全体で青少年の健全育成や家庭のあり方を再考し、家庭の価値を基本理念に据えた青少年健全育成基本法の制定を求める本請願の願意は妥当であり、採択すべきものと考え、賛成討論とします。

○議長（高田英亮君） 以上で、討論を終結いたします。

それでは、請願第1号の採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願について、委員長の報告は採択とするものです。

本請願は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、請願第1号は、採択とすることに決しました。

○議長（高田英亮君） 次に、請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本請願は、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、請願審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、9月18日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

お手元に配付の請願審査報告書のとおり、慎重審議の結果、当委員会に付託されました請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決定しております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

これより、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております請願第2号については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、請願第2号の採決を行います。

請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、委員長の報告は採択とするものです。

本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、原案のとおり採択されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時25分）

（再開 午前11時28分）

○議長（高田英亮君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

厚生常任委員会委員長より、委員会審査報告書の一部訂正の申し出がありましたので、訂正をお願いします。

それでは、お諮りします。

ただいま、川原一泰委員より、議員提出議案第2号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書、また厚生常任委員長より、委員会提出議案第2号 「手話言語法（仮称）制定」を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号及び委員会提出議案第2号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 議員提出議案 第2号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書
委員会提出議案第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

○議長（高田英亮君） それでは、追加日程第1、議員提出議案第2号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） ただいま議題となりました議員提出議案第2号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提案理由を説明をいたします。

提出者は、私、川原一泰です。賛成者として、太田加寿也議員、並松八重議員、杉原勲議員、西川泰弘議員、上野 健議員、森田幾久議員であります。

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いであります。今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。

その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場を提供し得なかったことが指摘されています。さらには、露骨な性描写に加え、インターネット、携帯電話等の情報通信の発展による新たな有害環境の出現が問題をより深刻化させております。

これらのことから、青少年を健全に育成し、青少年を有害環境から守るため、青少年の健全育成に係る基本理念や方針などを明確にし、国や地方公共団体、事業者、そして保護者等の責務を明らかな一貫性のある包括的かつ体系的な法の整備が急務となっております。

よって、国においては、青少年の健全な育成のための良好な家庭環境づくりという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた青少年健全育成基本法を早急に制定するよう国に対し強く求めるものであり、意見書を提出しようとするものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、産業経済大臣、警察庁長官です。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに、質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号については、直ちに、質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

まず、議員提出議案第2号について、質疑、討論、採決を行います。

議員提出議案第2号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

議員提出議案第2号について、まず、反対討論の発言を許可します。

反対討論、ありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議員提出議案第2号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に対する反対討論を行います。

先ほどの請願に対する反対の趣旨と同様に、「青少年の健全育成」という言葉に名をか
りて、子どもを権利の主体として捉えず、国や社会のため、社会秩序の維持のために子ど
もを導こう、そのための規制も進めようという内容の法律の制定を紀の川市議会として求
めていくことはすべきではないと考えますので、反対いたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論の発言はありますか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（登壇） 私は、議員提出議案第2号 「青少年健全育成基本法
の制定」を求める意見書について、賛成の立場で討論を行います。

先ほど、請願第1号の討論の際も申し上げましたが、青少年をめぐる問題は、家庭、職
場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に
関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体及び住民が協力し、
国民的な広がりを持った一体的な取り組みが不可欠です。

青少年の健全な育成に関する基本理念とその方向を示し、青少年の健全な育成に関する
施策を総合的に推進するための法律を制定することは必要措置であると考え、本案に対す
る賛成討論とします。

○議長（高田英亮君） ほかに討論はありますか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） それでは、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議員提出議案第2号について、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書については、原
案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議員提出議案第2号は、原案のとおり採択されました。

続きまして、委員会提出議案第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書を議
題といたします。

提出者に提出理由の説明を求めます。

厚生常任委員会委員長 榎本喜之君。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） ただいま議長から指名がございましたので、委員会提出
議案第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提案理由を説明いたします。

提出者は、厚生常任委員会委員長 榎本でございます。

本議案は、厚生常任委員会として全会一致で提案することと決しましたので、委員会提

出議案として提案しています。

意見書の朗読をもって、提案説明とさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段である。

国においては、平成23年8月に、「障害者基本法」を改正し、同法第3条では、「全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけているところである。

さらに、我が国は、平成18年12月に国連にて採択された「障害者の権利に関する条約」を本年1月に批准し、同条約には「『言語』とは、音声言語及び手話、その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されているところである。

以上のことから、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え環境を整備し、さらには手話を言語として普及・研究できる環境を整備することを国として実現する必要がある。

よって、国に対し、「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定より意見書を提出するものです。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣です。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第2号についても、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに、順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、委員会提出議案第2号について、質疑、討論、採決を行います。

委員会提出議案第2号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第2号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件について

○議長（高田英亮君） 続きます。日程第7、議案派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣をすることに決しました。

日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（高田英亮君） 続きます。日程8、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり閉会中も審査及び調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から、閉会にあたって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 8月29日に開会されました本9月議会、特に前年度の決算、十分御審議をいただき、ありがとうございました。また、26年度の補正予算等、盛りだくさんの議案、十分御審議をいただき、提案させていただきました案件については

全て御承認を賜り、ありがとうございました。今後、無駄のないように進めをしていきたいと思えます。議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、来年度は70回国体の開催に向けて、紀の川市でもリハーサル大会はじめ、設備等充実のためいろいろと工事等も行っております。議員各位の御協力をいただきながら、また市民の協力をいただきながら、国体誘致に向けてのその体育熱を上げていきたいと。また、市民みんなの協力を得て、お越しをいただく皆さん方のおもてなしも十分していただけるように市も頑張りますが、市民、また議会の皆さん方の協力をよろしくお願い申し上げます、そのように思います。

なお、11月からは、五色台の供用開始、旧那賀町を除く全地域が五色台へ行っていただくことになってございます。この後、全員協議会でも説明があろうと思えますが、いろいろとよろしくお願い申し上げます。

御苦労さんでございました。

○議長（高田英亮君） それでは、平成26年第3回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る8月29日に開会し、本日まで28日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

さて、暑かった夏も過ぎ去り、ようやく秋らしい気候となってまいりました。議員各位におかれましては、これからの好季節、ますます議員活動に精励されますようお願い申し上げます、私の閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして、平成26年8月29日招集の平成26年第3回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午前11時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員